

心地よさ 息づくまち 川西

～ジブンイロ 叶う未来へ～

令和6年(2024年)4月 - 令和14年(2032年)3月

第6次川西市総合計画(案)



市長あいさつ（作成中）

目次

はじめに

はじめに	P 1
かわにっしてこんなところ	P 2
かわにしの暮らしって、心地よい。	P 4

基本構想

自治を育てる、川西市が「ジブンゴト」になる。	P 6
めざす都市像	P 8
私たちが大切にしたい思い - 4つの基本姿勢 -	P 10
総合計画体系図	P 12
まちのミライを支える5つの柱 - 分野別目標 -	P 14

基本計画

都市像の実現に向けた3つの指標	P 18
分野別目標 01	P 19
分野別目標 02	P 24
分野別目標 03	P 29
分野別目標 04	P 34
分野別目標 05	P 39

資料編

資料	P 44
----	------



みんなが笑顔で暮らせるために、何を大切に思い、川西がどんなまちをめざすのか。

それをまとめたものが「総合計画」です。

ここでは、さまざまな分野に関わる「まちづくりの基本方針」が詰まっています。

まちづくりを進めるにあたり、私たちは「川西がめざす都市像」と

「大切にしたい基本姿勢」を皆さんと共有していきます。

市民の皆さんとつくった川西市総合計画を掲げ、

ミライのため共に歩んでいきたい。そんな思いを込めた一冊です。

かわにしてこんなところ

利便性の良さと豊かな自然に恵まれた環境を活かし、住宅都市として発展してきた川西市。
 黒川地区の里山や清流猪名川など、自然を身近に感じられる一方で、
 大阪・京都・神戸へのアクセスも良いのが特徴です。
 ほかに、早生桃やいちじくといった特産物や、
 清和源氏発祥の地に関する史跡など、
 かわには多くの魅力にあふれています。



黒川の里山

約8年の周期でクヌギの木を伐採し、人が常に手を入れながら、里山をつくりあげている。年をずらしながら部分ごとに伐採を行うため、里山はモザイク状の景観に。こういった自然環境の保全と資源利用のサイクルが今なお続いていることなどから、「日本一の里山」といわれている。

知明湖 (ちみょうこ)

知明湖は一庫(ひとくら)ダムによって生まれたダム湖で、日本の「ダム湖百選」に選出されている。

多田神社

天禄元年(970年)に創建された多田院にはじまる神社で、境内が国指定史跡となっている。本殿・拝殿・随神門は江戸中期に再建されたもので、国の重要文化財。ほかに、清和源氏にまつわる歴史的価値のある文化財が数多く残っている。

満願寺

奈良時代に建立されたと伝わる。源満仲公が多田の地に館を構えて以来、源氏ゆかりの「祈願所」として栄えた。山門には、明治時代の神仏分離の際に多田院から移設された金剛力士像が2体立っている。

三ツ矢サイダー® 発祥の地

多田村平野に湧き出ている天然鉱泉。明治時代に「三ツ矢平野水」と名付けられたその水は、全国でその名を知られ、現在の「三ツ矢サイダー®」となった。

炭・菊炭 (きくずみ)

黒川地区では、茶会で使用される最高級品の炭「一庫炭」を生産。クヌギの木を焼いてできた炭は、切り口が菊の花のように美しいことから「菊炭」とも呼ばれている。

北摂栗：銀寄 (ぎんよせ)

大阪府、京都府と隣接する北摂地区では、1000年以上前から栗の栽培が行われてきた。当時の朝廷や幕府の将軍も、この地区の栗を口にしていたといわれている。

いちじく：樹井 (ますい) ドーフィン

「朝採り・完熟」のいちじくとして有名で、新鮮さがセールスポイント。愛称は「朝採りの恵み」。主に市南部で栽培。

桃：早生桃 (わせもも)

県下でも有数の桃の産地で、特に他よりも一足早く出荷される「早生桃」は旬の味を求める人に人気がある。主に市南部で栽培。

かわにしの暮らして、心地よい。

まちのいいところが普段の生活で感じられる“かわにしの暮らし”。
 そんな暮らしが続いていくことで、まちへの愛着が生まれ、
 ずっと住んでいたいまちになります。
 何より、そこに暮らす皆さんが川西ならではの
 “心地よさ”を実感し、共有できていることが大切です。



良質な住環境がある暮らし



ファミリー層が住んでみたいと思える暮らし



また帰ってきたいと思える暮らし



まちのにぎわいを感じる暮らし



ふるさとの歴史にふれる暮らし



豊かな自然が身近な暮らし



市街地でも元気に遊べる暮らし



地域をみんなで大切にす暮らし



大都市への利便性が高い暮らし

自治を育てる。 川西市が「ジブンゴト」になる。

市では、これまで、人口減少、少子高齢化社会に対応していくために、市民をはじめ、自治会やコミュニティ、ボランティア、NPOなどと連携してそれぞれの持つ能力を最大限に発揮しながら取り組む、参画と協働のまちづくりを進めてきました。



一方で、社会の変化が著しく、市民それぞれの価値観も多様化する中で、これまでまちづくりの中心を担ってきた自治会やコミュニティの担い手不足が課題となっています。

そのような中、あらためて市民一人ひとりが川西市や地域のことを「ジブンゴト」としてとらえ、主権者として政策過程に参加すること、まちづくりのプレーヤーとして参画することが大切です。



さまざまな市民の関わりによって、川西の“心地よさ”が磨かれ、結果として「川西に住んでみたい」「川西に住み続けたい」という思いへつながると考えます。

そのため、市は、市民などのプレーヤーが参画しやすい環境を整えていく必要があります。

心地よさ 息づくまち 川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～

めざす
都市像

日々の暮らしの中で、ふとしたきっかけで心が弾むとき、人は笑顔になります。
まちは、そこに暮らす人の生活で形づくられるもの。
あなた自身が笑顔で暮らせることも、川西というまちを形づくる上で大切なものです。
一人ひとりが思い描く幸せの形は、きっと違います。
ただ、「幸せに暮らしたい」という思いは、誰もが同じように持っているのではないでしょうか。
子どもにぎやかな声が飛び交い、みんなの笑顔が満ちあふれ、
いつまでも安心して暮らせる日々。
そんな「何気ない日常」の積み重ねが心地よさを育み、それぞれの幸せを形づくります。

幅広い世代の交流が盛んで、
それぞれが元気に
暮らせるといいな



いくつになっても、
新しいことにチャレンジできる
まちって素敵だよ



子どもたちの
遊べる場所が少ない。
今あるものをもっと
有効活用していこう



この総合計画策定に
向けて行った、
市民参画の取組みで
出た意見です。



子どもがのびのび
育つまちに
していきたい

社会変化に対応できる、
持続可能な地域に



ケガしたとき、通りがかった人に
助けてもらえて嬉しかった。
私もそんな大人になりたいな

まず何より心と体
両方の健康が
一番大事



自然が豊かな川西に
帰ってくると
ホッとするな

地域のつながりで、
暮らしやすい
まちにしたい



若い人が愛着を持ち、
また戻ってきたいと思える
まちにしたい

川西は、そんな「ジブンイロの幸せ」を
大切にし合えるまちでありたい。
まちの明日に必要なものは、この地に根ざした「愛着」です。
誰もが主役となり、
住み慣れた場所でジブンらしく、いきいきと輝ける。
そんなまちの未来を、みんなで作っていきましょう。

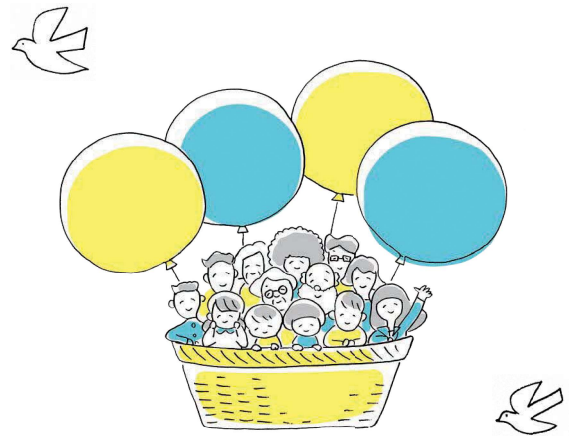


私たちが大切にしたい思い — 4つの基本姿勢 —

都市像の実現に向けて、私たちが何を大切にしようとしているか。
その思いを4つ示しています。
これらは、年齢や立場に関係なく、川西に関わるあらゆる人と共有しようとするものです。

まちは、一人ひとりの暮らしで形づくられています。
私たちは、年齢や立場はそれぞれ違いますが、縁あって同じまちに暮らしています。

川西で感じられる心地よさを次世代に引き継げるよう、
一緒に考え、取り組んでいきましょう。



I まず、「子どもの幸せ」から始めます。

子どもたちの笑顔は、世代を超えたにぎわいや活力を地域にもたらします。
私たちは、笑顔あふれる子どもの成長を通じて、
あらゆる市民が幸せを感じられるまちをめざします。



II 人に寄り添い、 お互いの個性を認め合います。

誰もが、地域の一員として誰かを支えたり、フォローできる役割を少しずつ持っています。
私たちは、各々のペースでまちに関わりながら互いを尊重し、
多様な個性を認め合えるまちをめざします。

III 未来に責任を持ち、 持続可能な仕組みをつくります。

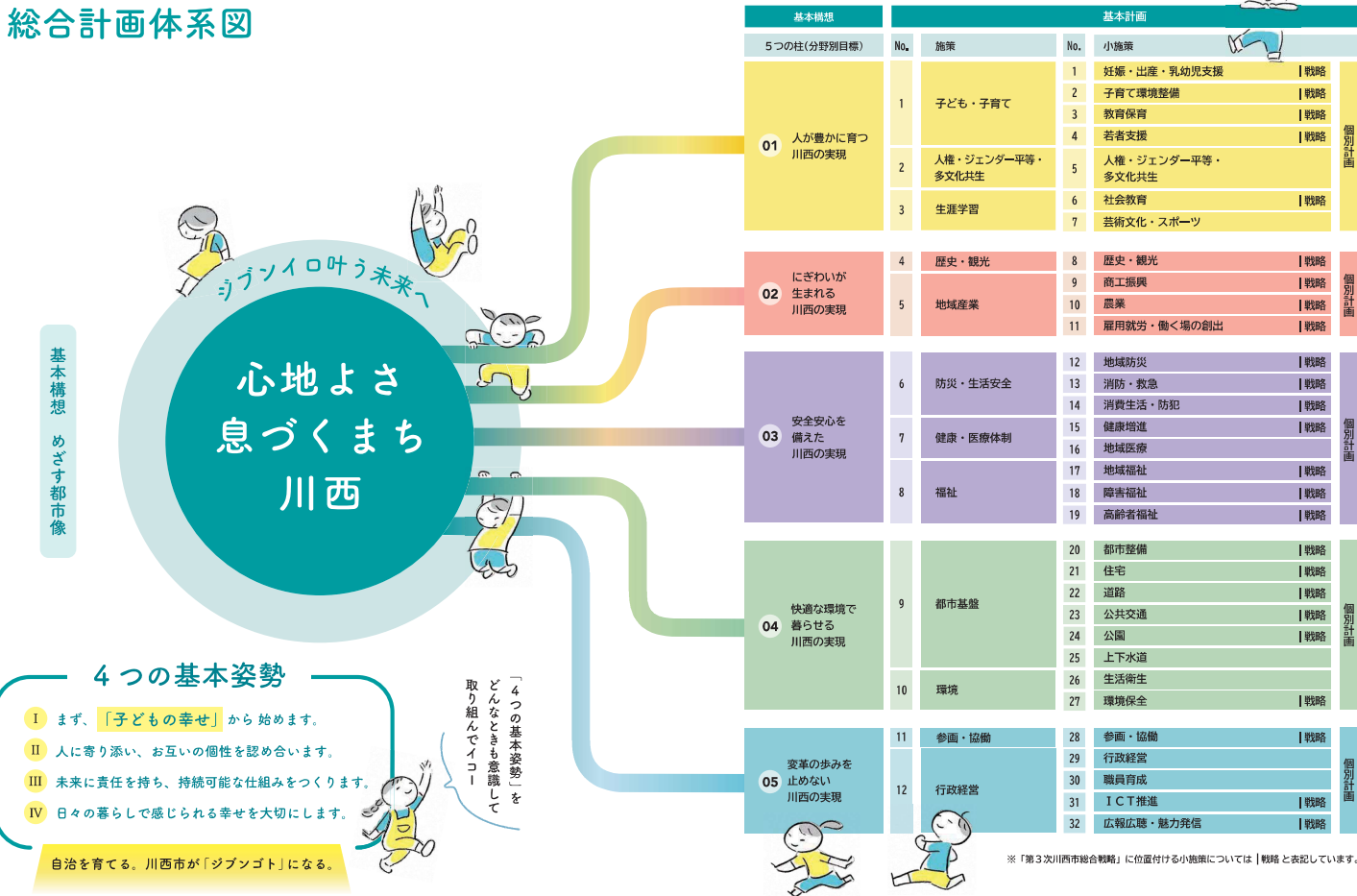
このまちを、未来の子どもたちにしっかりと引き継ぐ責任が私たちにはあります。
私たちは、人口減少社会や自然災害等を見据え、既存のまちのあり方を柔軟に見直し、
持続可能なまちをめざします。

IV 日々の暮らしで感じられる幸せを 大切にします。

一人ひとりに安らげる居場所や充実した時間があることで、
このまちで過ごす時間がかけがえのない思い出になっていきます。
私たちは、「やってみたい」ことに自らチャレンジでき、
それを応援し合えるあたたかいまちをめざします。



総合計画体系図



基本構想 めどす都市像

4つの基本姿勢

- I まず、「子どもの幸せ」から始めます。
- II 人に寄り添い、お互いの個性を認め合います。
- III 未来に責任を持ち、持続可能な仕組みをつくります。
- IV 日々の暮らしで感じられる幸せを大切にします。

自治を育てる。川西市が「ジブンゴト」になる。

「4つの基本姿勢」を
どんなときも意識して
取り組んでいこう

※「第3次川西市総合戦略」に位置付ける小施策については「戦略」と表記しています。

まちのミライを支える5つの柱

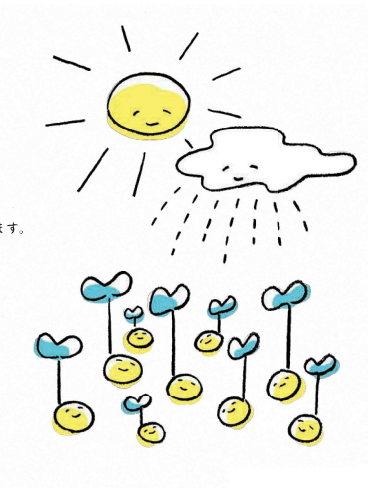
—分野別目標—

都市像の実現に向けた取組みの方向性をイメージしやすいよう、川西の強みを活かす5つの柱(分野別目標)を設定し、新たな川西をつくる施策を推進します。

01

人が豊かに育つ川西の実現

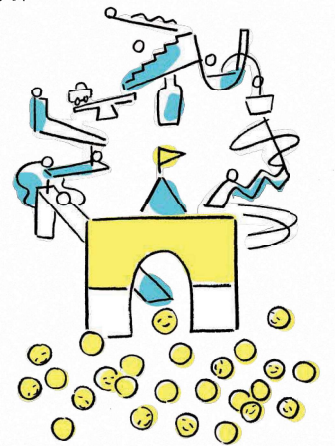
子どもたちが幸せでいることや、そこから広がる笑顔は、世代を超えたにぎわいを生み、多くの人を幸せにする力があります。そこで、まず子どもに笑顔(幸せ)になってもらいたいという思いから、本市の施策は子ども・教育から始めます。また、人と交流する機会が増えている中、これまで以上に「人づくり」や「つながりづくり」が求められることから、個人の成長と地域社会の発展、学びと活動の好循環を生み出すことで、誰もが豊かに育つことのできる川西をめざします。



02

にぎわいが生まれる川西の実現

身近な地域で働き、豊かな暮らしが実現できるよう、商業・工業・農業の持続性の向上と活性化を図るため、「働きたい・活動したい・住み続けたい」と思える場づくりを進め、起業支援や、民間企業等との連携に取り組みます。また、中心市街地の回遊性を高め、地域資源を活かしたイメージの向上や観光交流なども通じて、市民にとっては「住み続けたい、帰ってきたい」、市外のかたには「訪れたい」と思えるような、にぎわいが生まれる川西をめざします。



03

安全安心を備えた川西の実現

子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も、居場所があること、自分の力を発揮できる場所があることは幸せを実感する上で重要なことです。そのため、市民が将来にわたって住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるように取り組みます。併せて、多発する大規模災害、巧妙化する犯罪、社会情勢の変化などに的確に対応し、安全で安心して暮らせる川西をめざします。



04

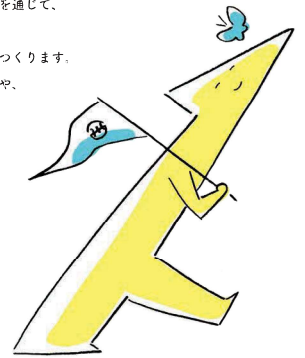
快適な環境で暮らせる川西の実現

本市は豊かな自然環境を有し、高度経済成長期に住宅開発によって成長してきたまちで、緑豊かな環境と利便性を併せ持っていることが大きな特徴です。このようなまちの特徴を大切にするため、自然や文化、生物多様性の理解を深め、それらを守り、育む、ふるさに愛着が持てる取り組みを進めます。併せて、人口減少や少子・高齢化の進行など、環境は大きく変化していくことから、既存の都市基盤を有効活用しながら、民間活力などにより都市に新たな魅力や価値を加え、持続可能で生活の質の高い、快適な環境で暮らせる川西をめざします。

05

変革の歩みを止めない川西の実現

複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応するために、限られた経営資源を効率よく有効に活用した施策の実施、事務事業の見直し、ICT（情報通信技術）化を進めます。また、市民が必要としている情報や、市が知ってほしい情報を効果的に伝える仕組み等を通じて、市民や市民公益活動団体、事業者などができることを持ち寄り、力を発揮できる仕組みをつくります。併せて、変化に柔軟に対応できる組織体制の構築や、職員の能力開発といった人材育成に努めるなど、変革の歩みを止めない川西をめざします。





リングインロ
叶う未来へ

かわにし新時代へ

資料2

令和5年11月20日
議員協議会

資料3 参考資料2

川西市教育大綱(案)

1. 川西市教育大綱の基本的な考え方

(1) 教育大綱策定の根拠・役割

川西市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針であり、市長と教育委員会が総合教育会議において協議・調整し、市長が定めるものです。

(2) 教育大綱の期間

川西市教育大綱の対象期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間とし、国の教育振興基本計画の見直しや、本市の関連する計画の見直しなど、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

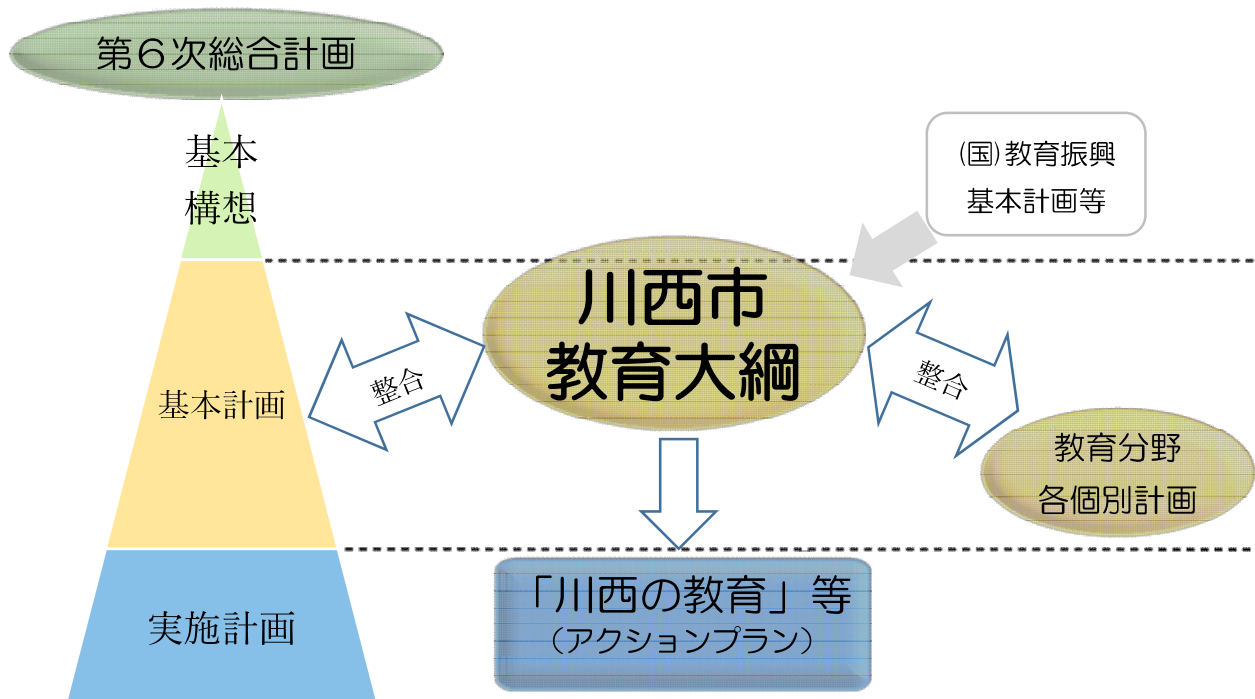
なお、本大綱の基本方針に示している主要な施策については、毎年総合教育会議で進捗を確認します。

(3) 教育大綱と関連計画との関係

本大綱は、国の教育振興基本計画等を参酌し、市の最上位計画である「第6次川西市総合計画」との整合を図ります。

また、市で策定している他の教育に関する計画は、この大綱の内容と整合を図ります。

本大綱の構成と位置づけのイメージ



2. 川西市の教育に関する基本姿勢

(1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する

教育を通じて公平、公正な社会を築くことは公教育の役割の一つです。

公教育がなければ、保護者の所得などにより子どもの将来が決定づけられる可能性が高まります。

公教育では、学ぶ機会を提供することで、市民一人ひとりの可能性や選択肢を増やし、公平、公正な社会を実現します。

(2) 主体的に学び続ける力をつける教育を実現する

一人ひとりが幸せになるための力を身につけることは教育の使命の一つです。

それは単なる知識や技術を習得するだけではなく、変化に対応するために、生涯にわたって学び続ける力を身につけることです。

本市では、生涯にわたって学ぶ機会を提供し、主体的に学ぶ環境をつくり、一人ひとりが学び続ける力を身につけることができる教育を実現します。

(3) 社会に参画する人材を育てる

本市では、学校教育や生涯学習等を通じて自ら社会に参画することを後押しするとともに、多様な価値観がある社会において、相互理解と対話に基づき社会を担う人材を育てます。

3. 基本方針

(1) 子育て・就学前教育保育

すべての子どもたちに最良のスタートを

ア 遊びを中心とした学びを支援

- ① 遊びを中心として、からだや心を動かしながら、さまざまな環境に積極的に関わり、人とのつながりを大切にする総合的な学びを支援します。

イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供

- ① 子どもたちの健やかな成長のため、すべての子どもたちに対して、子どもが主体となる教育保育を実施するとともに、私立の就学前教育保育施設とも連携して、質の高い教育保育環境を提供します。
- ② すべての子どもたちが利用できる環境をつくるため、保育所等の待機児童ゼロの継続と国基準外の待機児童の減少に向けて取り組むとともに、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消を図り、子育て世帯が仕事と家庭生活を両立できる環境を整えます。

ウ インクルーシブ教育保育^{※1}の提供

- ① 障がいの有無等にかかわらず、インクルーシブ教育保育^{※1}を実施します。
- ② 医療的ケアや特別な支援を必要とする子どもたちが地域の中で健やかに育つことができるよう、療育・サポート体制を充実させるとともに、家族や保護者へのきめ細やかな支援に取り組みます。
- ③ 就学前教育保育施設と福祉施設等が連携し、適切な療育環境を提供します。

エ 地域社会との協働による子どもの健やかな成長を支援

- ① 地域社会において、子どもが権利の主体者として尊重され、子どもや子育てに関わる人の意見が幅広い施策に反映されるよう、具体的な取り組みを進めます。
- ② 子育て世帯が社会から孤立せず、子どもたちが地域で育つ環境の整備を進め、各種相談や情報提供などさまざまな子育て支援サービスを提供します。
- ③ 子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支えることができるよう、居場所づくりの取り組みを支援します。

(2) 学校教育

すべての子どもたちに充実した学び、育ちを

ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実

- ① 公教育の役割として、すべての子どもたちが主体的な学びや育ちを通じて、基礎的な学力を身につけられるよう学力保障に取り組みます。一人ひとりの学びに対する意欲や希望にあわせた個別最適な学びを提供します。
- ② 児童生徒が学び直しをできる環境整備を学校内外で進めます。
- ③ 黒川地区の里山など、本市の自然や歴史を活かした体験学習を通して、主体的な学びを推進します。

イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちを実現

- ① 子どもたちの個性を認め、一人ひとりに応じた柔軟な教育をめざします。
不登校の子どもへの支援を含め、すべての子どもたちに学校以外の場所で学ぶなどの多様な学び方を選択肢として提供し、子どもがつながりを持てる居場所の充実を図ります。

ウ とともに学び、ともに育つインクルーシブ教育^{※1}の推進

- ① 子どもの育ちは多様であることから、インクルーシブ教育^{※1}を重視した教育環境の整備や教育内容の充実を図ります。
- ② 配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。
- ③ 同じ場でともに学び、ともに育つことはすべての子どもたちの成長や相互理解につながるため、共生社会を見据えた子どもの自律を支援します。

エ 学校運営をみんなで考える体制の構築

- ① 多様化する社会課題に対応するために、児童生徒、保護者、教職員、地域住民が相互理解と対話の中で学校運営を行う体制を整えます。その中でも、当事者である児童生徒が対話を通して意見をまとめ、主体的に学校運営に関わる仕組みを築きます。

オ 子どもの学びや育ちを支える教職員を育成

- ① 子どもたちに質の高い学びや育ちを保障するため、教職員のスキルアップを目的とした研修を支援し、教職員が子どもたちにとって学びや育ちの良いモデルとなるよう育成します。

- ② 教職員の職務内容や業務を効率的に進めるため、慣習的なルールを見直すとともに、校務の ICT 化の推進や多様化、複雑化する困難に対する専門スタッフの活用など、勤務時間の適正化を図ります。

カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行を実現

- ① 中学校の部活動は市内の種目団体や社会教育団体等と連携し、専門的な知見に基づき、科学的な指導の導入や民主的な組織運営を図るなど、合理的かつ効果的に活動できる体制を整えます。

- ② 体育館などの既存の教育施設の充実を図り、部活動の社会移行を実現します。

キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境を整備

- ① 子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、集団で学び合う環境が必要です。そのため、子どもたちの学びにふさわしい、学級規模や学校規模を検討します。

ク 就学前教育保育施設と学校との連携を強化

- ① 教育活動への円滑な接続に向けて、公立、私立の就学前教育保育施設が連携を深めるとともに、小学校、中学校、特別支援学校の学校教育と就学前教育保育を一体的に考え、協働しながら子どもたちの学びや育ちを支援します。
また、中学校区内の小中学校における一貫性のある教育を推進します。

ケ 人権教育、多文化共生教育を推進

- ① 人権と多文化共生の観点から、多様な人権課題の本質を正しく理解し、その課題を解決するための具体的な実践力が身につく人権教育、多文化共生教育を推進します。
- ② 外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、コミュニケーションの円滑化を図るとともに、学校生活へ早期になじむことができる環境を整えます。

(3) 生涯学習

すべての世代が楽しく学び、社会の担い手となり次世代に継承する環境を

ア ライフステージに応じた学習機会の提供と多世代交流の促進

- ① 市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って豊かな人生を歩むことができるよう、気軽に立ち寄り、知識や情報、出会いを得られる環境を整えます。
- ② 学習の成果を活かせる場を提供し、活動を広げることで、地域社会づくりの担い手の輪が広がり、それが新たな担い手育成の連鎖を生むことなどをめざします。

イ スポーツを通じた健康増進や交流の促進

- ① 市民がスポーツを通じて地域の仲間と親交を深めることで、健康や生きがいを育むことができる環境整備を進めます。

ウ 芸術文化を通じた心の豊かさや育成、交流の促進

- ① 市民が心豊かで生活に潤いを感じることができる多様な文化・芸術活動の支援、芸術文化を楽しめる環境整備を進め、交流の発展や心豊かな生活、生きがいづくりに取り組みます。

エ 川西らしさを感じられる文化・自然遺産の保存・継承と活用

- ① 市民が川西に愛着を持てるように、清和源氏にゆかりのある多田神社や黒川地区の里山、猪名川、加茂遺跡などの貴重な文化財や自然遺産を活かした環境教育を実施するとともに、永きにわたって受け継がれるように保護・顕彰を進め、地域の歴史や文化に親しむ機会を創出します。

《脚注》

※1 インクルーシブ教育(保育)

人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育(保育)のこと。

かわにし新[→]時代へ

川西市民間保育施設等整備・運営事業者（保育所または幼保連携型認定こども園）の選定について

1. 募集要項の概要

①地 域	市内全域	②施 設 数	1～2施設
③事業種別	保育所または幼保連携型認定こども園		
④定 員	2・3号認定の定員として、概ね40～120人程度まで（0歳児の定員設定は任意） ※幼保連携型認定こども園の1号認定定員は、市全体の1号認定定員が充足していることを鑑み、必要最小限の設定とすること		
⑤対 象	保育所…2・3号認定を受けた就学前児童 幼保連携型認定こども園…1・2・3号認定を受けた就学前児童		
⑥開所時期	令和7年4月1日		
⑦開所時間	原則、1日11時間（午前7時～午後6時）		
⑧閉所可能日	日曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）		
⑨実施を要する子ども・子育て支援事業等	・延長保育事業（午後7時までの実施は必須とし、午後8時までの実施は任意とする。） ※一時預かり事業や休日保育事業、その他事業は任意提案とする。		
⑩その他	地域型保育事業所の連携施設になり、保育内容支援や代替保育の提供などを行うことが望ましい。		

2. 募集期間（一部抜粋）

令和5年8月21日 募集要項等の配付開始
 令和5年9月8日 募集要項等に関する質問受付締切
 令和5年9月29日 エントリーシートのお受付締切
 令和5年10月31日 提出書類受付締切

3 選定の体制及び経過について

（1）選考体制

川西市民間保育施設等整備・運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、専門的な視点で審査・選考を実施した。委員の構成は、学識経験者、公認会計士、建築士、市職員（保育従事者）、子育て支援事業者の5人。

（2）選考経過

日程	会議	内容
令和5年11月26日 （日）	委員会	・会議公開、審査（採点）基準について ・プレゼンテーション、ヒアリング（入所保留者解消）

		の取り組み、事業者として特にアピールしたい点や、 財務状況その他内容) ・意見交換、採点、選考
--	--	---

4. 応募事業者及び委員会による選考結果

設置 中学校区	事業者名	整備予定地	施設類型	定員 合計	得点	選考結果
川西	株式会社セリオ	川西市丸の内町 101 1、98 1、 100 44 (地番)	保育所	60 人	115.2 /165.0	選定の対象として推薦する
川西南	社会福祉法人 めぐみ会	川西市久代 1 丁目 219 番、221 番、223 番、657 番 (地番)	幼保連携型認定 こども園	93 人	112.0 /165.0	選定の対象として推薦する
—	A	—	—	—	99.8 /165.0	選定の対象として推薦しない
—	B	—	—	—	91.0 /165.0	選定の対象として推薦しない
—	C	—	—	—	89.0 /165.0	選定の対象として推薦しない

5. 推薦後の市における選定

推薦された事業者を保育所等施設整備・運営事業者に係る協議対象事業者として決定し、今後整備・開設に向けた協議や手続きを行う。

(以上)